

歯科健康診査を受診しましょう!

対象者	組合員および被扶養者
健診項目	歯の状況、歯周組織の状況、口腔清掃状態の健診などを行います。
受診できる医療機関	埼玉県歯科医師会に加入している県内の歯科医療機関で受診できます。 なお、歯科医師会に加入している歯科医療機関については、 埼玉県歯科医師会ホームページ または本組合ホームページで確認してください。
申込み方法等	(1) 歯科医療機関に直接電話等で予約を取ります。30日以上先の日にちで予約を取り、予約の際、「埼玉県市町村職員共済組合の歯科健康診査」である旨を必ず歯科医療機関に伝えてください。 (2) 予約後、「歯科健康診査申込書」を各所属所の共済事務担当課または、本組合のホームページからダウンロードして、健診日の30日前までに共済事務担当課(任意継続組合員およびその被扶養者は直接共済組合)に提出してください。 (3) 申込書提出後、共済組合から「歯科健康診査票」を発行しますので、必要事項を記入のうえ、健診当日に歯科医療機関の窓口へ提出して受診してください。
その他	・1年度内1回を限度に、3,000円(税別)の健診が無料で受けられます。 ・健診の結果、歯石の除去、虫歯の治療等が必要な場合は、保険診療(自己負担)となります。



歯垢・歯石の除去が歯周病予防の第一歩



歯周病や虫歯の最大の原因は、「歯垢」と「歯石」です。歯垢は歯に付着した細菌が繁殖したかたまりで、歯石は磨き残した歯垢に唾液中のカルシウムが沈着してできたものです。

歯石は歯科医院でしか除去できませんので定期的に健診を受けるとともに、毎日のセルフケアで歯垢を溜めないことが歯周病予防には必要不可欠と言えます。

【「歯周病」とは?】

歯周病とは、歯垢(プラーク)の中の歯周病菌が歯ぐきの炎症を引き起こし、徐々に周りの組織を破壊していく細菌性感染症です。痛みなどの自覚症状がなくなると進行するため、気づいたときには手遅れ(=抜歯)になる危険性があります。

【歯を失う原因の第1位は「歯周病」】

歯周病による抜歯の割合は30代から50代にかけて増加傾向にあり、有病率は30歳以上で3人に2人とされています。

プロケアは、自分の歯を保つための健康投資です!

【年に1~2回の定期健診】

痛みや違和感などの症状がなくても、歯周病や虫歯は進行します。1年に1~2回は歯科医院でプロのメンテナンスを受けてみてはいかがでしょうか。

【セルフケアも念入りに】

丁寧なブラッシングはもちろんのこと、歯間ブラシやデンタルリンスを使ったセルフケアもお忘れなく。

お口の健康は、
豊かな健康生活の
入口です!

